

令和4年(2022年)3月10日

駐日ロシア連邦大使

ミハイル・ユリエビッチ・ガルージン 閣下

日本国福島県棚倉町長



ロシア軍のウクライナ侵攻に対する抗議

2月24日から始まったロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻によって、子どもを含むウクライナの人々の生命が失われ、犠牲が生じていることが伝えられています。いかなる理由があっても、罪のない多くの人々の命を奪うことは正当化され得ません。今後さらに死者が増えること、まして核兵器が使用される事態は、防がなければなりません。武力では真に問題を解決することはできず、また戦争によっては、いかなる平和も得ることが出来ません。

今回の軍事侵攻は、武力行使を原則禁止する国連憲章に対する重大な違反であり、断じて容認できるものではありません。ここに棚倉町民を代表し、ロシア軍のウクライナ侵攻に対して厳重に抗議するとともに、即時に完全かつ無条件での撤退を強く求めます。